

「食と緑の基本計画2030」の推進について

○「食と緑の基本計画2030」推進体制について

○地域重点取組の推進について

食と緑の基本計画2025と2030の比較

食と緑の基本計画2030庁内推進体制設置要領（概要）

- 基本計画推進に係る庁内体制（WGとPT）を明文化
- WG（ワーキンググループ）は施策体系毎の設置を基本とし、各取組事項の **進捗管理** 及びKPIの達成状況に係る **要因分析** を行う。
- PT（プロジェクトチーム）は情勢変化等により **新たに所属横断的な対応** が必要と判断された場合に随時編成し、当該課題への対応を機動的に検討
⇒PTは企画Gが事務局となり、構成員及びリーダー課を決定

	食と緑の基本計画2025	食と緑の基本計画2030
基本計画の構成	2つの柱 + 5つの重点プロジェクト	5つの施策体系 + 地域重点取組
計画の推進体制 （上：会議体） （下：庁内体制）	食と緑の基本計画推進会議 ○○地域推進会議 重点PTで各プロジェクト管理 ⇒体制について明文化無し	食と緑の基本計画推進会議 ○○地域部会 WGとPTの両輪体制（次頁） ⇒“推進体制設置要領”を新設
所属横断チーム	重点PT	進捗管理のWG 新規課題対応のPT

食と緑の基本計画2025

生産の柱 持続的に発展する農林水産業の実現

- （1）意欲ある人材の確保・育成
- （2）生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実
- （3）新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現

暮らしの柱 農林水産の恵みを共有する社会の実現

- （1）農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進
- （2）災害に強く安全で快適な環境の確保
- （3）地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現

重点プロジェクト

- （1）農業の生産力強化
- （2）林業の生産力強化
- （3）水産業の生産力強化
- （4）県産農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力向上
- （5）農山漁村地域の防災・減災対策



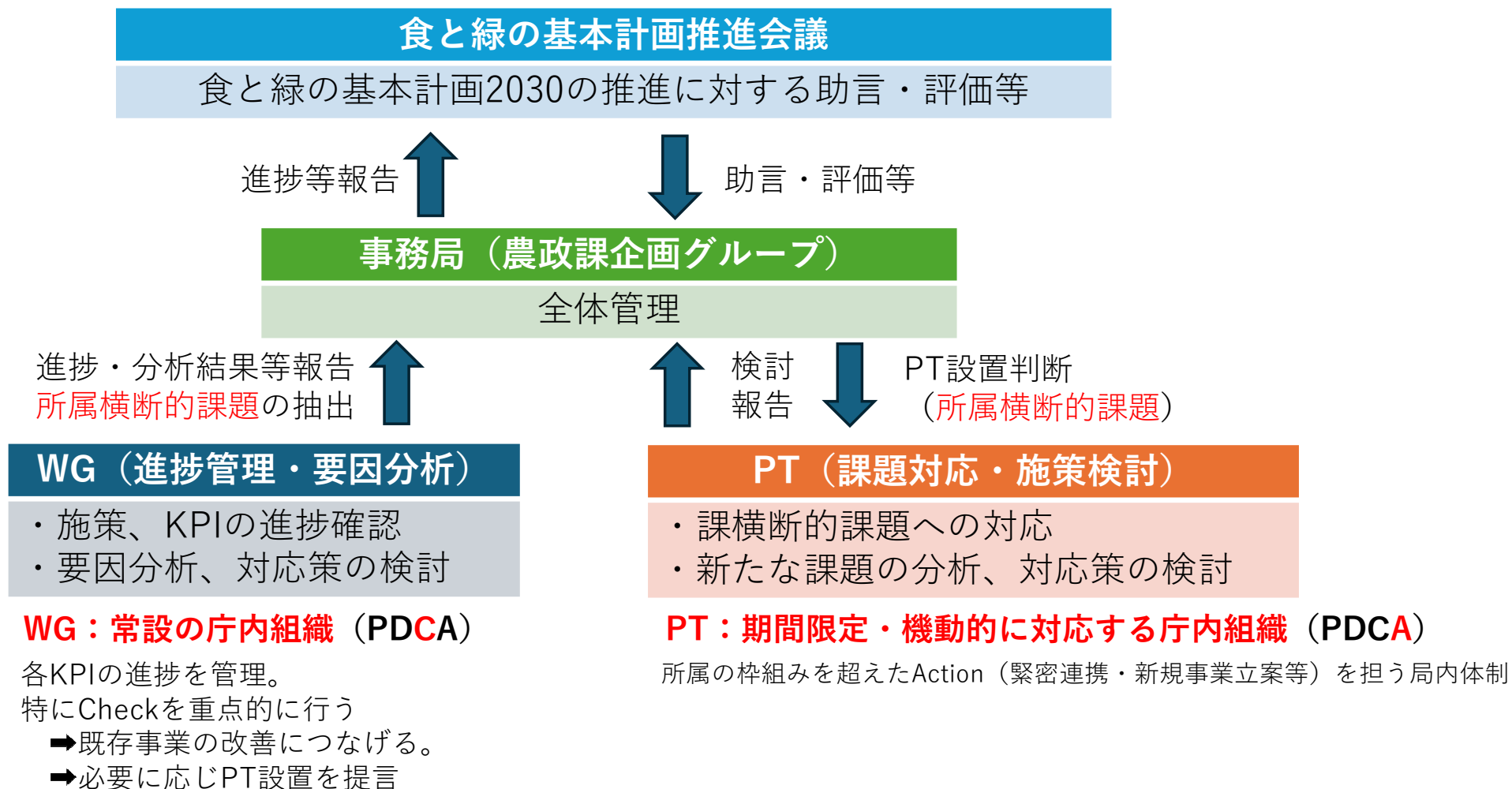
食と緑の基本計画2030

5つの施策体系

- 1 農林水産業の未来を担う人材の確保・育成
- 2 生産力の高い農林水産業の実現
- 3 農林水産物の需要拡大と農山漁村の魅力発信
- 4 安全で良好な暮らしを支える農山漁村地域づくり
- 5 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現

地域重点取組（7農林水産事務所）

食と緑の基本計画2030 の推進体制（全体イメージ）



地域重点取組の推進について

食と緑の基本計画2030の推進について

- これまで農林水産事務所単位で策定していた「地域重点推進プラン」を廃止
→「食と緑の基本計画2030」に“地域重点取組”のページを設け本体計画と一体的に推進
- 地域重点取組の進捗管理を行う“地域部会”を設置
→地域の取組の進捗状況の点検・分析
→次年度に向けての課題の整理などを目的とした意見交換

地域部会について

農林水産事務所単位で設置

→部会構成員及び開催方法などを2026年度中に決定し2027年度から開催

地域推進会議の開催状況について

各地域の推進会議において「食と緑の基本計画2030」における、地域の推進方法に関する説明を実施

尾張農林水産事務所	6月26日
海部農林水産事務所	6月19日
知多農林水産事務所	7月14日
西三河農林水産事務所	7月23日
豊田加茂農林水産事務所	8月27日
新城設楽農林水産事務所	8月7日
東三河農林水産事務所	7月14日

食と緑の基本計画推進会議設置要領（案）

（目的）

第1 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに向けて、「食と緑の基本計画」（以下「基本計画」という。）における諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と一体となった取り組みを進めるため、「食と緑の基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 県が実施する施策に関すること
- (2) 県民や生産者等の取り組みに関すること
- (3) その他基本計画を推進するために必要な事項

（構成員）

第3 推進会議は15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから農業水産局長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間事業者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 市民活動団体の代表
- (5) 農林漁業者の代表又は農林水産業関係団体の職員
- (6) 行政・教育機関の職員

（座長）

第4 推進会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、推進会議の議長となる。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第5 推進会議は、農業水産局長が招集する。

2 推進会議は、座長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6 推進会議の事務局は、農業水産局農政部農政課内に置く。

（地域部会の設置）

第7 推進会議は、地域における意見・要望を的確に把握し、施策の検討に反映させることを目的として、各農林水産事務所に地域部会を設置する。

2 地域部会は市町村や地域の農林水産業関係団体などの意見を収集・整理し、推進会議に報告する役割を担うものとする。

3 地域部会の事務局は、各農林水産事務所農政課内に置く。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、推進会議及び地域部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年〇月〇日から施行する。